



第57号

令和8年1月23日

# かしま 議会だより



「浮島公園からの初日の出」

## 目次 Contents

新年のご挨拶	2
12月定例会・臨時会	3～5
町政のここが聞きたい一般質問（6名）	6～10
主な議会活動・一部事務組合議会報告	11
議員研修	12
みんなのフォトコーナー	13
地域からこんにちは・編集後記	14



過去の議会だよりはコチラから↑

# 新年のご挨拶



新年あけましておめでとうございます。

謹んで新年のお慶び申し上げます。

町民の皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのことと存じます。

また、日頃より町議会に対する深いご理解と温かいご支援、ご鞭撻に厚く御礼感謝申し上げます。

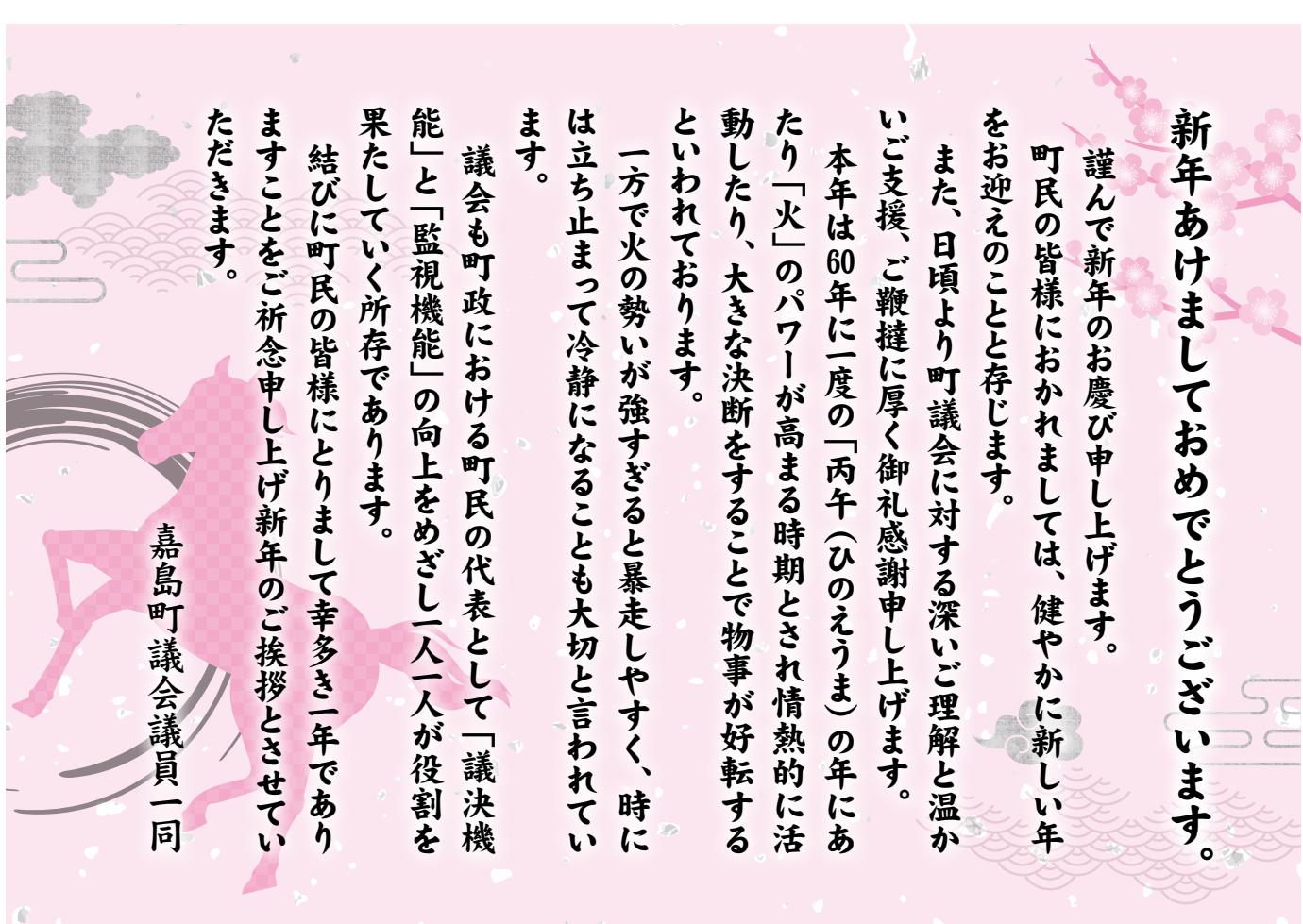
本年は60年に一度の「丙午(ひのえうま)」の年にあたり「火」のパワーが高まる時期とされ情熱的に活動したり、大きな決断をすることで物事が好転するといわれております。

一方で火の勢いが強すぎると暴走しやすく、時には立ち止まって冷静になることも大切と言われています。

議会も町政における町民の代表として「議決機能」と「監視機能」の向上をめざし一人一人が役割を果たしていく所存であります。

結びに町民の皆様にとりまして幸多き一年でありますことをご祈念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

嘉島町議会議員一同



# 12月定例会

令和7年 第4回  
**12月定例会**  
12月9日～11日

専決処分（1件）、条例制定（17件）、補正予算（6件）  
など提案された26件全てを原案のとおり可決しました。

## 議案審議 承認・可決した案件

- 議案第52号 専決処分の報告並びに承認を求めること  
・専決第8号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第59号 嘉島町いじめ問題調査委員会条例の制定  
・いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会にいじめ問題調査委員会を設置するため
- 議案第53号 嘉島町いじめ問題再調査委員会条例の制定  
・いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、教育委員会から報告された重大事案に対処し、又は再発防止のため町長の付属機関として設置するもの  
・いじめ問題調査委員会が実施した調査の手続の適正性及び結果の妥当性を確認し、関係書類について調査審議するもの（審議順に記載）
- 議案第54号 嘉島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定  
・複雑・高度化する行政課題や緊急の課題に対応するため、専門的な知識経験を有する者を必要とする業務に法制度に基づいて任期を定めて採用が出来るもの
- 議案第55号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
・任期付職員の採用に係る条例が制定されたため
- 議案第56号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定  
・都市計画マスターープラン策定委員会、いじめ問題調査委員会等が新たに設置されたことによるもの
- 議案第57号 嘉島町職員等の旅費に関する条例が全部改正  
・国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、全部を改正し、経済的な経路及び方法により実費を弁償するもの
- 議案第58号 嘉島町名譽町民荒木泰臣氏顕彰記念像等維持管理基金条例の制定  
・記念像及び石碑の維持管理のための基金を設置するもの
- 議案第60号 嘉島町公民館条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第61号 嘉島町民会館条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第62号 嘉島町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正する条例の制定
- 議案第63号 嘉島町営運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第64号 嘉島町スポーツ交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第65号 嘉島町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の改正
- ※議案60号から議案65号までは各施設の物価高騰の影響による受益者負担の適正を踏まえた使用料の改定に基づくもの
- 議案第66号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定  
・児童福祉法等の一部を改正する法律の施行、児童福祉しせつの設備及び運営に関する基準等の一部改正によるもの
- 議案第67号 嘉島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定  
・児童福祉法の一部改正に伴い、保育人材の確保のため地域保育士の一般制度化実施、虐待対応強化のため
- 議案第68号 嘉島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定  
・生後6月から3歳未満の児童保育給付等を受けていない児童が月10時間を限度に町が認可する施設を利用できる制度（2認可保育所を予定）
- 議案第69号 嘉島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定  
・災害その他非常時の場合における給水装置工事の円滑な実施を図るもの。他の市町村長が指定した者が実施できる
- 議案第70号 嘉島町町道の路線認定  
・新設道路等の認定（上六嘉3路線、三郎無田2路線）
- 議案第71号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更  
・一部組合の共同処理事務の変更（1市を省く）
- 議案第72号 令和7年度 嘉島町一般会計補正予算（第6号）  
・既定の歳入歳出予算の総額に66,289千円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億46,127千円とするもの（主なもの－総務費：非常用舗装設備工事600万円、民生費：後期高齢者医療広域連合負担金198万円、衛生費：こども医療費扶助680万円、教育費：東小・備品購入費1,844万4千円、移転業務費811万3千円、空調制御装置160万円、西小・パソコン室空調工事244万円、空調制御装置220万円、中学・空調制御装置140万円など）

# 12月定例会・臨時会

## ○議案第73号 令和7年度 嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 既定の歳入歳出予算総額に4,624万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億6,103万7千円とするもの（主なもの：療養給付費5,000万円など）

## ○議案第74号 令和7年度 嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 既定の歳入歳出予算総額に76万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億9,198万2千円に（主なもの：システム改修負担金60万5千円など）

## ○議案第75号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 既定の歳入歳出予算総額に1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,839万5千円に

## ○議案第76号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

- 収益的収支予算のうち収入予算に44万円追加し6,678万1千円に支出予算に41万円追加し6,675万1千円に。

※資本的収支予算の補正は無

## ○議案第77号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）

- 主な建設改良事業

管渠整備の既決の予定額2億2,979万6千円に補正予定額1,543万4千円を追加し業務予定量を2億4,523万円に

- 収益的収支予算のうち、収入予算の総額を4億7,323万8千円に、支出予算の総額を4億4,429万3千円に

・資本的収支予算において、収入予算の総額を3億5,137万9千円に、支出予算の総額を5億2,896万円に。不足する額1億7,758万1千円には当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,711万7千円、当年度分損益勘定留保資金1億2,222万3千円、減債積立金2,235万円、繰越工事資金1,588万4千円を補填

## 質 疑

### ○嘉島町名誉町民荒木泰臣氏顕彰記念像等維持管理基金条例の制定の制定

問：町に帰属する寄付金額は最終的にはいくらになるのか。

寄付者名簿の共有、透明性は確保されているか。

銅像の維持管理。これは誰が行い、どこに費用負担が生じるのか。年間の維持費をどの程度見込んでいるのか。

答：400万円の申出がっている。入金が確認でき次第報告する。

個人情報保護法の関係で、なかなか公表はできないが、相手側から譲り受け、公表等ができる場合はしたいと考えている。

維持管理費は、保険料が年間5,000円程度を見込んでおり、掃除等に関しては毎年年末に有志の方々で行うことになっている。

### ○令和7年度 嘉島町一般会計補正予算（第6号）

問：東小移転業務委託料8,113,000円の詳細は。

答：東小学校校舎増築完了後の運搬などに係る引っ越しの費用となっている。

問：こども医療費扶助費の11月まで、1年間の支払金額は。

答：現在の実績で1年間で約8,000万円の規模になっている。増加に伴う補正となっている。

問：東小備品購入費 18,444,000円の詳細は。

答：校舎増築に伴う什器類、図書室の管理用端末、児童数増加に伴う椅子等の整備、電子黒板などによるものです。

その他主なもの

机・椅子40セット 約700百万円、職員室キャビネット 約80万円

会議室テーブル 約70万円、パーテーション 約40万円、

棚（印刷室・資料室等）約170万円。等

令和7年 第4回

臨時会 12月24日

補正予算（1件）、町長に対する問責決議など提案された2件  
全てを原案のとおり可決しました。

## 議案審議 可決した案件

### ○議案第78号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第7号）

- 既定の歳入歳出予算の総額に1億87,557千円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億33,684千円とするもの（主なもの－民生費：物価高対応子育て応援手当金4,300万円、商工費：地域商品券発行委託料1億57,170万円など）

### ○発議第1号 町長に対する問責決議

- 嘉島町議会は、町長の一連の言動が町政の信頼を著しく損ない、町民の負託に応えるべき責務を果たしていないと判断する。町長は、町政の最高責任者として、町民の福祉の向上と公正な行政運営に努めるべき立場にある。しかしながら、12月定例会においての町長の言動はその責務に反し、議会と執行部の信頼関係を著しく損なうもので、町民を混乱させるものであり、看過することができない。よって、本議会はここに町長に対し厳重に抗議し、その責任を強く問うものである。町長は速やかに自らの言動を省み、町政運営の改善に努めるべきである。以上決議する。もの。

# 臨時会

## 質 疑

### ◎議案第78号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第7号）

問：予備費の性質上、本来は予算計上できないもの、緊急な不慮の事故、災害、に充てることが明確に目的として示されている。前回と今回の予備費流用についてその利用の仕方について、執行部の今後の考え方、現在の考え方。

答：今回の予備費流用は、高齢者に対しての緊急、物価高騰対策のためにしたもの。

## 討 論

### 【賛成討論】

- ・当初予算に計上された4,000万円以上が、修正動議により予備費にまわされた予算があるため、それも踏まえたところで今回の補正予算の計上は何ら問題ないと思う。

## 質 疑

### ◎町長に対する問責決議

- ・初めて聞かされた。議員の中で3人だけは情報提供されていなかった。これに大きな疑問を持っている。給食費無償化を予算計上していないのに1月から実施をすると自治法違反の最たるものだが、予算上は計上されていないが、実施したい。する方向であるということで、何も抵触してはいない。発言の内容について不適切であったから撤回するという事で事足りると思う。  
学校給食の無償化特別委員会に執行部が揃わなかつたことで、流会させたことについても違和感がある。議会と町は車の両輪と言われているが、議会の組織の中に町の執行部が出席しなければならない条件はないと思う。執行部が来なかつたから開催されなかつたという論調は、大きな疑問を持っている。
- ・給食費無償化特別委員会において、執行部がここに来て質問していたことに回答すべき、説明すべきだというような論調だったが、議会が上の立場であるかのごとく非難するような言動が著しく見受けられた。質問があれば呼んでくださいと説明を受け、呼んだらいいじゃないかと再三お願いしたが、数の多数ということで、少数の意見は通りませんでした。議会の特別委員会なので、そこで協議を行った上で、執行部を呼ぶ流れになっていたにも関わらず、当初から出席していないことで、会が成立しなかつたことが理由としてあることに異論を申します。

## 討 論

### 【反対討論】

- ・特別調査委員会に執行部が出席しなかつたことについては議会と執行部のコミュニケーション不足であると思う。これが一方的に執行部に非があるような印象を町民に与える問責決議だ。執行部を呼べばとお願いしたが、呼ばれず、そこも踏まえて議員間でもコミュニケーションが不足しているとも伺える。3人だけが問責決議のことは知らされてなかつた。議会と執行部がともに両輪であると、この町を担つてはいるという認識のもと、しっかり考えていただきたい。反対です。(穴井議員)
- ・給食費無償化問題特別委員会は、議会の中の委員会です。議会としての独立した委員会ですから、執行部が来なかつたから審議できないという事は、議員自らの職務を放棄したことになると思う。責任転嫁も甚だしい。執行部が来なかつた、説明がなかつたから特別委員会が開かれなかつた言い分は議員自身自らが委員会の存在を否定していることになると思う。これが、問責決議の理由に上がっていることについて納得できないので、反対です。(園田議員)
- ・この臨時会の冒頭に、町長からその発言についての訂正がありました。もし、このまま1月から発言どおり無償化を実施されれば、それは何らかの責任をとつてもらつて。それはまさに議会軽視というように思つておりました。しかし、冒頭より訂正、撤回された時点で責任は果たされたものと思っておりますので、反対です。(森下議員)

### 【賛成討論】

- ・町民の皆さんのがりたいのは本当に大丈夫なのか。いつから始まるのか。将来も続くのか。です。議会は、財源や制度の中身を丁寧に確認し、決まったことだけを正確に伝える責任があります。しかし今回は議会で決まっていない段階で実施時期が示されました。町民の皆さんのが結局どうなるかと不安になるのは当然です。本問責決議は、もっと丁寧に説明してほしい。議会でしっかりと話し合ってほしいという当たり前の声を議会として正式に示すものです。以上の理由から、賛成です。(木下議員)
- ・新聞報道においても1月からの開始を主張されたということで、他の自治体関係者より多くの問合せもいただきました。方向性は見えているものの財政面で結論ができていない案件で町民の多くが納得いくところで判断されるべきで、定例会での発言は、議員をはじめ、執行部や町長の信頼失墜につながることと心配される。冒頭で訂正されましたか、円滑な町政運営を推進するための機会として、さらに精進されることを望むという事で賛成です。(溝田議員)
- ・これから予算、制度設計といろいろなことを決めていかねばならない中で、趣旨採択の意見書にも要望を入れておりました。特別調査委員会においては現在調査を継続している最中で、町長の発言は委員会の審査・調査を侵害するものであると考えるので、賛成です。(増岡議員)
- ・委員会の開催には確かに執行部が出席するという責任はありません。しかし、委員会は町がやりたいことの説明を求める場です。これは、県・市議会、国会でも同じです。自分たちの成し遂げたいことをしっかりと説明し実行したいという思いで率先して出るのが執行部の務めであると思います。1月から給食費無償化を実施します。という言葉は、裏付けとして予算の計上がなければいけない。そういうことをご理解いただきたいと思うところで、賛成です。(春日議員)

# 町政のここが聞きたい 一般質問

問



川野 伸一 議員

## □ 嘉島町の未来像は

本年において、農地の地域計画及び第6次嘉島町総合計画（後期基本計画）を策定し、更には都市計画マスター・プランの策定にも取り掛かろうとしているが現在、本町で抱える課題や問題について、町長がどのような認識でいるのか？

また今後、嘉島町をどのような町にしたいのかが明確でなければ進むべき方向が見えて来ないのでないか、具体的な未来像が有ればお尋ねします。

嘉島町の将来像は「自然」「食」「人」を活かした持続可能なまちづくりです。町の豊かな水源と緑、そして歴史文化を守りながら持続可能な発展を目指しています。

将来像を実現するために私は以下のような取り組みを特に重視しています。



問

づくり、災害に強いまちづくりを目指し、住民へ災害等の啓発活動を積極的に行う。また、国・県へ河川の整備及び避難所の確保等防災教育に力を入れます。

・健康と福祉の充実は、高齢者が安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムを推進し、健康づくりのための施設やプログラムを充実させます。

・持続可能な社会の形成、自然エネルギーの利用促進やゴミの減量化など環境に配意し、取り組みを積極的に行っています。

これらの取り組みを通して住民が「住んでよかった」と思えるような魅力的なまちを目指します。

問



春日 公和 議員

## □ ふるさと納税の今後について

企画情報課長

ふるさと納税制度は、来年（2026年）10月からは、新たな「付加価値基準」が導入され、返礼品の価値の過半が区域内で生じたことを価格に基づき証明する必要があるなど、地場産品の基準が一層厳しくなります。

また、今年9月には総務大臣会見において「ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった自治体に対する感謝の気持ちを伝えるために創設されたものであり、インターネット通販であつてはならないと考えている」との意向が示され、制度本来の趣旨に立ち返る動きが見込まれます。

本町におきましては、これまで地場産品基準に従い返礼品の提供を行っており、地場産品基準の厳格化による影響は少ないと考えております。今後の寄附額の見直しにつきましては、利用者にとって税の控除や返礼品を受け取れるといったメリットがある制度であるため、利用者数、寄附額は増加していくものと思われますが、制度の見直しなどにより不透明な部分もあるため過度な依存とならない財政運営が必要かと考えています。

ふるさと納税の寄附金は貴重な財源となりますので、現在提供している返礼品につきまして改めて制度基準に適合しているか自回点検を行ってまいり、今後も制度を遵守し、制度のメリットを最大限享受できる取り組みを進めてまいります。

本町の返礼品が改正基準に適合し適正な制度運営が必要と思われる。財政への過度な依存への注意と今後制度の進展をどのようにしていくのかお尋ねねます。

問



齊藤 進 議員

## □ 町道及び農道の雑草に対する 管理の啓発は

□

町道の維持補修工事について、年度当初に業務が発注され、点在する小規模な現場を対応されています。しかし、最近は町道歩道の雑草対策が追いついていないと感じています。また、雑草の繁茂により交差点部の視界不良や道幅が狭まるなどによる車両の離合妨げになつてゐるのも受けられます。

立った箇所は即座に作業をされていました。今後再び、この様な軽微な作業に従事する任用職員の採用は出来ないのでしょうか。

町として広報などによる啓発活動を行い町民等の理解を求め意識を高めるなどで事故などを未然に防ぐことができると思ひます。

町道、農道における雑草、樹木問題について町の考え方を質問します。

これまで、町道などの身近な地域の除草作業については、行政区や企業ボランティアの皆様にもご協力を頂きながら環境美化に取り組んでおります。

民地から伸びる雑草や樹木を町が管理を行うことは難しいと承知していますが、通勤・通学などの生活道路利用と観点から維持管理についての指導はできないのでしょうか。

以前は、即座に対応できる任用職員が配置されており、日々目

などの現場作業に特化した任用職員を配置できるのが理想ではあります。しかし財政状況の中において安定的に、また、屋外作業に長けた人材を確保するのは難しい状況にあります。

今後は、雑草の繁茂を抑制する取り組みとして、雑草の温床となる堆積土の撤去や除草剤散布、また、防草対策として、張りコンクリートや防草シートの施工など、「ライフサイクルコスト低減を踏まえた検討を行い、適正な町道の維持に努めて参ります。

道路区域内の雑草、樹木が繁茂し、交差点の見通しの妨げや道路幅員を狭めることで通行に支障が生じている現場は町道維持補修工事または職員による対応で早期に問題が解消する様に心掛けます。

民地から伸び出て通行に支障を及ぼす雑草や樹木に関しては所有者の管理が前提となりますので、当事者へ連絡し管理のお

願いを行つております。

また、農道は土地改良区または法定外公共物として町が財産管理を行つていますが、草刈りなど通常の維持管理は一部を除き隣接農地の耕作者にお願いしております。



建設課長

ご質問にあるとおり、農道における雑草への対応は、農家の意識を高めることが重要だと思いますので、定期的な巡回による未然防止に努めるほか、現在既に行つております広報紙による周知内容を見直すなど、より良い意識啓発となる様に検討を行いたいと思います。

これまで、町道などの身近な地域の除草作業については、行政区や企業ボランティアの皆様にもご協力を頂きながら環境美化に取り組んでおります。

町道、農道における雑草、樹木問題について町の考え方を質問します。

これまで、町道などの身近な地域の除草作業については、行政区や企業ボランティアの皆様にもご協力を頂きながら環境美化に取り組んでおります。

これまで、町道などの身近な地域の除草作業については、行政区や企業ボランティアの皆様にもご協力を頂きながら環境美化に取り組んでおります。



穴井 智子 議員

問

本町は、数十年前の人口減少期から回復し、現在では人口1万30

- 町の防犯対策においての認識と課題把握について
- ①設置要望や防犯上の不安についての把握
- ②財政負担を考慮の上安心安全対策について

かを伺いたい。

総務課長

0人を超えるまでに至ったことは大変喜ばしいことである。しかし、農業を中心とした産業構造のなかで、住民からは「夜間に街灯が少なく、暗い箇所が多い」「安心安全のために毎日の下校（高校生）時に迎えにいく」との声が寄せられており、安全面への不安が指摘されている。

これら住民の声について町としてどのように認識しているのか、また、防犯対策や街灯整備について財政負担を考慮したうえで、今後、段階的な整備や優先順位をつけた計画を策定する考えがあるの

①当町の防犯灯の設置については、中学校の通学路の防犯灯は町で設置し、町で管理（故障した場合の修繕費、電気代など）しております。集落内（通学路以外）の防犯灯は町が設置し、区で管理しています。

町管理の防犯灯については、新興住宅が増え度に設置しております。令和7年2月は、北甘木区（ゆうすいの杜）に6基設置しています。

区管理の防犯灯については、区長が地域住民の要望、必要性を検討し、町に要望され、町が設置します。住民から直接、町に要望があつた時も、区長が必要性を検討する必要

があるためその方には、まずは区長に要望するように教示しています。

今後も町独自の計画でなく、住民（区長）の意見が反映できる現在の制度を実施していくと考えております。

②防犯対策として、令和2年度から防犯カメラ48台の運用を開始しています。防犯カメラの運用により、

○交通事故の状況や原因の解明○各種犯罪の事件解決○行方不明事案の解決などの効果が現れており、防犯カメラは安全で安心なまちづくりのために必要不可欠なものとなっています。

今後、町の人口増加に伴い、警察、区長、学校等関係者と検討、協議し、必要な箇所に

おきます。

「区長に要望 → 必要性を検討 → 区から町へ要望 → 町が判断して設置」

一見すると“仕組みとしてまつてはいないか？”

とくに、『高校生など弱者の安全確保』は「区から要望が出ないと町は動けない」といっては不十分な構造ではないか？

町が、『受け身』になってしまってはいらないか？

うのでは、町の主体的な安全対策として弱く見える。

町が、『統合的に地図データとして把握』しないと改善できないので、区単位の要望方式では限界があると思う等と町へ返した。

※穴井議員は、この質問の他に「地域活性化施策と地域おこし協力隊制度の導入可能性について物価高騰対策における本町独自の住民負担軽減策は」について質問されています。

3つの高規格道路として令和元年よりネットワーク検討会が発足され、令和3年には新広域道路交通計画の策定、同11月より調整会議や経済効果等検討委員会を経て令和4年8月には熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会が発足しております。イメージ図を見ますと嘉島ジャンクションから熊本市中心部をつなぐ高規格道路と窺えますが、まちづくりをメインに渋滞緩和防災対策など地域の発展に大きく寄与すると考えられ、長期的な人口増や企業誘致の強みにも繋がります。国、県、市との連携を踏まえどのように町独自の構想や発展に対し実

問

熊本都市圏の新たな3つの高規格道路として令和元年よりネットワーク



満田 和浩 議員

## □ 熊本都市圏南連絡道路に対する本町の取組は

現に向けた取組と考えば。

町長

熊本県と熊本市において令和3年6月に策定された熊本県新広域道路交

通計画では、熊本市中心部から高速道路インターチェンジまでを約10分、熊本空港まで

を約20分で結ぶ、10分・20分構想を掲げ、熊本都市圏北連絡道路、熊本都市圏南連絡道路、熊本空港連絡道路の3つの高規格道路を、熊本市都市

圏における新たに必要な広域道路ネットワークとして位置づけられました。また、令和4年8月には早期実現を図ることを目的として、熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会が設立され、本町も会員として参画しています。

す。

本協議会の活動として令和7年11月には国土交通省や熊本県関係国會議員へ早期実現への最大限の支援や道路計画

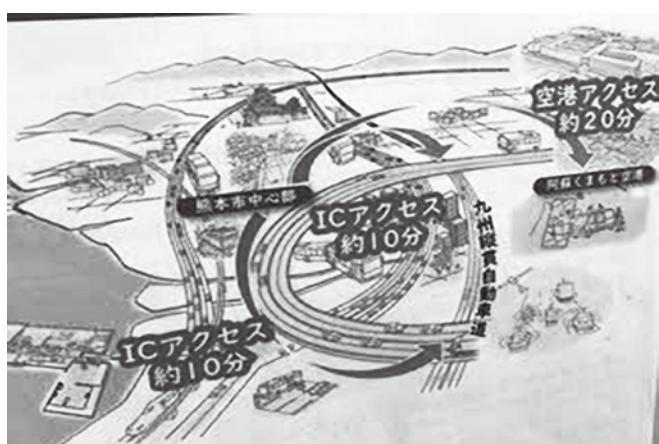
検討に係る技術的支援の要望

活動が実施されているほか、概ねのルート帯の位置や主な道路構造等の概略検討をするための有識者委員会が開催されています。

ご質問の熊本都市圏南連絡道路については、整備されることによる本町への効果が大きく、渋滞緩和はもとより、物流・人流の効率化、地域経済の活性化、防災力の向上などが期待できます。

本町におきましても熊本市中心部と嘉島ジャンクションを結ぶ高規格道路として整備されることを強く要請してまいりました。このことを現在の第6次嘉島町総合計画においても重要施策として掲げておりますので、早期実現に向けて、熊本県、熊

本市への連携協力を図るとともに、町内においても様々な情報を町民へ発信し、機運醸成につなげていきたいと考えています。



※満田議員は、この質問の他に「国民健康保険の現況と課題は」「フットボールセンター(COSMOS)の活用は」について質問されています。



木下 武 議員

□豪雨時の避難情報と避難体制について

ハザードマップで危険区域が示されているが、自分の家がいつ避難すべきか分かりにくいのではないか。

高齢者や要支援者は、早めの避難が必要だが、どの施設をどの避難段階で使う想定なのか。

ハザードマップには警戒レベルごとの行動や避難の考え方を記載しており、今後、内容が住民に浸透するよう広報を強化していく。

指定緊急避難場所13か所のうち、洪水時に安全に使えるのは4か所、条件付きで使用できるのが7か所、使用不能な場所が2か所です。

想定される区域の中にある場合があるが、より安全な場所への分散や見直しを考えているのか。

総務課長

ハザードマップには警戒レベルごとの行動や避難の考え方を記載しており、今後、内容が住民に浸透するよう広報を強化していく。

高齢者や要支援者については、まず町民会館を開設し高齢者避難を発令し、状況に応じて高齢者避難、避難指示と段階的に発令し、町民体育館や小中学校を順次開放する。

浸水の影響を受けてにくい場所に、災害対応の拠点となる施設を整備する考えはあるのか。

最後に、災害時に本当に大切な場所で検討を進め、イオンモール熊本やサントリーア九州熊本工場の活用も含め検討する。

防災拠点については、これまでの周知体制や避難所の運用も含め検討する。

現在の周知体制や避難所の運用も含め検討する。

嘉島町には、浸水の影響を受けにくい東部台地があります。

「」とした地域を活用し、車中泊ができる場所・簡易トイレ・応急的な水の確保など、最低限でも「すぐ使える防災機能」を整える」という。

河川水位の「見える化」について、ライブ映像などリアルタイムで分かりやすく確認できる仕組みを整備する考えはあるのか。

河川水位は国の「川の防災情報」で確認することができるため、同様の機能を有する新たなシステム

この4か所で、市民の皆さん全員が安心して避難できるでしょうか？

体制、災害情報の提供は、住民の命を守るにはまだ十分とは言えません。

・ハザードマップは、「書いてあるだけ」で、行動につながっていない。

これは、情報が「ある」とではなく、住民が「迷わず行動できる」ことです。分かりやすい情報提供・避難所の見える化・安全な防災拠点の確保。

が「迷わず避難できる町」へ、早急に対策を進める必要があると考えます。

木下 武 議員

嘉島町には、浸水の影響を受けにくい東部台地があります。

木下 武 議員

# 主な議会活動・一部事務組合議会報告

## 主な議会活動（令和7年10月から令和7年12月まで）

月 日	項 目	場所等
10月1日～3日	総務文教常任委員会行政視察 (増岡・齊藤・森田・境野・川野)	広島県坂町 岡山県早島町
10月6日	こども議会（境野議長・川野副議長）	議場
10月7日	第2回郡議長会臨時会（境野議長）	御船町
10月9日	熊本県町村議會議員研修会（全議員） (オンライン研修)	役場会議室
10月9日	第2回広報特別委員会（第56号編集会議）	議員控室
10月15日	例月現金出納検査（増岡議選監査委員）	役場会議室
10月15日	第3回広報特別委員会（第56号編集会議）	議員控室
10月16日～17日	町村監査委員全国研修会（増岡議選監査委員）	東京都
10月17日	市街地調整区域活性化連絡協議会（境野議長）	益城町
10月19日	熊本西環状道路（池上工区） 開通式典（境野議長）	池上 熊本駅C付近
10月23日	九州中央自動車道建設促進大会（境野議長）	東京都
10月29日	熊本県町村議會議長会 第2回監事會（境野議長）	自治会館
11月2日	第53回嘉島町文化祭	町民会館
11月5日	総務文教常任委員会勉強会	議員控室
11月6日	町村議会広報研修会（満田・齊藤・穴井）	自治会館
11月7日	主要地方道小川嘉島線道路整備促進期成会総会 一般国道266号三角・嘉島間整備促進期成会総会 (境野議長)	甲佐町
11月7日	第1回総合計画審議会（境野議長・川野副議長・森田・増岡・満田）	役場会議室
11月10日	給食費無償化についての説明会（全議員）	議員控室
11月10日	令和7年第1回益城・嘉島・西原環境衛生施設組合議会臨時会（森下・園田）	組合議場
11月10日	第2回郡議長会定例会（境野議長）	山都町
11月12日～14日	第69回議長全国大会及び上益城郡議長 視察研修	東京都 栃木県

月 日	項 目	場所等
11月15日	第1回上益城消防組合議会臨時会（川野・満田）	組合議場
11月17日	嘉島町都市計画審議会（境野議長・森田・満田）	役場会議室
11月17日	九州中央自動車道建設促進沿線議会期成会提言活動（境野議長）	熊本河川国道事務所
11月19日～20日	九州中央自動車道建設促進沿線議会期成会提言活動（境野議長）	福岡・東京都
11月20日	例月現金出納検査（増岡議選監査委員）	役場会議室
11月25日	議会運営委員会（境野議長・川野副議長・森田・増岡・満田・春日）	役場会議室
11月26日	嘉島町農業振興地域整備促進協議会（境野議長・満田）	役場会議室
11月27日	第2回総合計画審議会（境野議長・川野副議長・森田・増岡・満田）	役場会議室
11月27日	第1回まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（境野議長）	役場会議室
11月28日	上益城廃棄物処理施設整備事業の説明会（境野議長・増岡）	広域連合会議室
12月2日	学校給食費の無償化問題特別調査委員会（全議員）	役場会議室
12月6日	第八師団第49回師団定期演奏会（境野議長）	市民会館
12月9日～11日	令和7年第4回嘉島町議会定例会・全員協議会	議場議員控室
12月19日	第2回まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（境野議長）	役場会議室
12月19日	例月現金出納検査（増岡議選監査委員）	役場会議室
12月24日	令和7年第4回嘉島町議会臨時会・全員協議会	議場議員控室
12月24日	第1回広報特別委員会（第57号編集会議）	議員控室
12月25日	令和7年第2回御船地区衛生施設組合議会臨時会（森田・齊藤）	組合議場
12月25日	令和7年第3回上益城消防組合議会定例会（川野・満田）	消防本部議場

## 益城、嘉島、西原環境衛生施設組合（森下議員・園田議員）

**議会報告** 令和7年第1回臨時会（令和7年11月10日開催） 原案のとおり可決・認定しました。

- 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更
- 財産の取得

## 上益城消防組合（川野議員・満田議員）

**議会報告** 令和7年第1回臨時会（令和7年11月15日開催） 原案のとおり認定・可決しました。

- 工事請負契約の締結について（山都消防署新庁舎建設工事）
- 工事請負契約の締結について（消防指令システム更新及び消防救急デジタル無線一部更新工事）

## 御船地区衛生施設組合（森田議員・齊藤議員）

**議会報告** 令和7年第2回臨時会（令和7年12月25日開催） 原案のとおり可決・認定しました。

- 山都町と御船地区衛生施設組合との間における一般廃棄物の処理に関する事務の委託
- 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更
- 御船地区衛生施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 御船地区衛生施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 御船地区衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

## 上益城消防組合（川野議員・満田議員）

**議会報告** 令和7年第2回臨時会（令和7年12月25日開催） 原案のとおり可決・認定しました。

- 上益城消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 上益城消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 上益城消防組合防火予防条例の一部を改正する条例の制定
- 財産の取得について
- 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更
- 令和7年度上益城消防組合一般会計補正予算（第2号）

# 議員研修

## 総務文教常任委員会視察研修

**日 時** 令和7年10月1日～3日

**研修先** 広島県坂町役場・岡山県早島町役場

**参加者** 総務文教常任委員会（増岡・齊藤・森田・境野・川野）

広島県坂町役場にて、平成30年7月豪雨後における防災対応と、坂町循環バス事業について、視察研修を行いました。

平成30年7月に記録的な豪雨により、死者17名、行方不明者1名、全半壊家屋1,250棟以上の被害を受けた。その中で、発令情報と住民の避難行動との乖離があり、避難情報が十分に伝わらず結果として多くの人命が失われたことなど被害について説明があった。被災後の防災対策として、「30年後、50年後も災害に強いまちづくりを目指す長期ビジョン」を提示し、有識者委員会を設置し、情報発信の工夫や避難勧告の発令基準の明確化、自主防災組織との連携の強化などの改善に取り組んだことの説明を受けました。

嘉島町の今後のまちづくりのなかで、防災対策について参考になるところが多く、取り組んでいかなければと改めて感じました。

坂町循環バス事業は、地域密着型の運行形態となっていて、町内の主要施設・住宅地を結ぶ路線計画で利用頻度の高いものとなっていた。特徴的なものとして、地域によって小型車両による運行や定員オーバー時には臨時便を迅速に運行し、乗車機会を確保するなどの取り組みとなっていました。

地域の交通の空白を埋めるだけでなく、全ての住民に優しい運行設計による地域の必要性に応じた柔軟な運行体制を構築する必要があると感じました。

岡山県早島町役場にて、自主自立のまちづくりとしての企業誘致関係と、コンパクトタウン議会サミット後の議会活動についての研修を行いました。

早島町は岡山県内の町村で唯一、嘉島町と同じ「自立持続可能性自治体」として認定され人口増加傾向にある町です。町を通る国道2号や瀬戸中央自動車道などの高速道路、岡山県総合物流センターなどがあり、企業立地に有利な特性を活かした取り組みを実施されていました。また、駅周辺の市街地整備にも今後取り組み、定住促進を促すことにより企業にとっては安定した労働力の確保が可能になることで、企業誘致の後押しに繋がっているとのことでした。

定住促進と企業誘致による経済の活性化を進める先進的なまちづくりは、地理的条件も似ている嘉島町にとって、とても参考になるものでした。

早島町は、全国の小規模自治体の議会・議員とともに、持続可能なまちづくりのための「コンパクトタウン議会サミット」を開催されています。小規模自治体ならではの課題や政策を共有し、ヒントを得るサミットです。

サミット後の議会運営や活動の動きとして、他自治体の事例や知見を得ることで議会内での議論が活性化したり、様々なテーマで意見交換ができたことが、その後の政策形成に役立てることができているとの説明がありました。

他自治体との連携や地域課題の共有を通じて、議会の機能強化と政策の資質の向上をめざす取り組みも必要だと感じました。

視察研修後、町の担当課と今回の研修内容について、情報の共有化を含めた勉強会をおこないました。（齊藤）



岡山県早島町



広島県坂町



担当課との勉強会

# みんなのフォトコーナー

## 特別編

秋から年末・年始は様々な催しが開催されました！



KFA第60回熊本県サッカーリーグ大会で優勝し、  
KFA第49回九州各県サッカーリーグ決勝大会出場した嘉島クラブ



### 「かしま議会だより」の新名称を募集します!!

議会広報委員会では、第58号（令和8年4月発刊）の議会だよりから、新しい名称で、皆様にお届けします。

そこで、広く町民の皆様から新しい名称を募集いたします。

新しい名称と、その名称についての想いを記入して、嘉島町議会広報委員会まで、提出してください！

まだまだ、たくさんのご応募お待ちしております。

応募方法：嘉島町ホームページより、応募様式をダウンロードしていただくか、議会事務局に備え付けてある応募用紙に必要事項を記入し、議会事務局へメールによる提出。もしくは、嘉島町議会事務局へ郵送、持参していただきますようお願いいたします。

議会事務局メールアドレス : [gikai@town.kashima.kumamoto.jp](mailto:gikai@town.kashima.kumamoto.jp)

応募期間：令和7年11月1日（土）～令和8年1月31日（土）消印有効

選考結果発表：議会だより第58号にて掲載

# 地域からこんにちは

## 第34回全日本高校女子サッカー選手権大会 祝 優勝 !!!

今大会で、嘉島中学出身の田淵聖那さんが主将を務める柳ヶ浦高校（大分県）が、神村学園高等部（鹿児島）を1-0で下し、初優勝を達成しました。

嘉島町上仲間出身の田淵さんは、嘉島中学校から柳ヶ浦高校に進学し、チームではキャプテンを務め、柳ヶ浦高校女子サッカー部初となる選手権大会優勝を成し遂げました。新年早々に嬉しいニュースが飛び込んできました。



表彰を受ける田淵選手

### 地域から こんにちは

### 滝河原サロン「絆」 滝河原地区 サロンメンバー

滝河原サロン「絆」は、平成24年4月から月3回の活動を続け、これまでに約320回開催されてきた、地域に長く親しまれているサロンです。会長の宮田充子さんを中心に、季節の催しや交流の時間などを通して、サロンの皆さんのが温かい雰囲気づくりを大切にされ、誰もが笑顔になれる場を守り続けてこられました。

現在は、次を担う世代の参加が少ないことが課題となっていますが、宮田会長をはじめ、サロンの皆さんは「できることから一緒に」「まずは見に来てほしい」という思いで、今も前向きに活動をされています。

私も実際に参加しましたが、皆さんのが自然と声をかけてくださいり、初めてでも安心して過ごせるとても居心地のよい場所でした。人の温かさに触れ、たくさんの元気をいただきました。

これからも多くの方に知ってほしい素敵な地域の居場所です。（木下）



### ※次の議会は、3月に開催予定です。

議会の傍聴は議会当日に手続きすれば、どなたでも傍聴できます。傍聴受付は午前9時からです。

代理人による受付はできません。必ず傍聴されるご本人が受付をおこなって下さい。お問い合わせは、議会事務局まで。（☎096-237-5525）

委員長	副委員長	委員	委員	委員	委員	議長
春木	穴井	齊藤	森下	満田		
日公	智武	進和	文夫	和浩		
和子						

発行責任者  
長 境野 隆文



2016年4月に発生した熊本地震は、今年の4月で10年目となり、大きな節目を迎えます。各地で災害が頻繁に発生しており、災害時の備えについて、家庭において十分な話し合いと確認が重要であると思います。私も家庭や職場での防災活動を最上位の課題として取り組んでいきたいです。

（森下）

編集後記